

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(大阪市商業振興企画株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である大阪市商業振興企画株式会社に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

大阪市商業振興企画株式会社

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	指摘事項1 (1)
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。（適切な情報管理を含む。）	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項1 (2)
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	指摘事項2 指摘事項3 (1) 指摘事項3 (2) 指摘事項3 (3) 指摘事項3 (4)
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項3 (2)
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の会計処理について改善を求めたもの

(1) 小口現金の照合事務について

同法人の経理規程第17条によると、「金銭出納管理者は、手持ち現金残高と金銭出納簿とを毎日照合しなければならない。」と規定されている。

しかし、本法人では、小口現金のうち両替用現金 20,000 円については日々在り高と帳簿残高との照合作業を行っているが、両替用現金以外の小口現金については、月中及び月末の2回だけ照合作業を行っており、金銭出納管理者による毎日の照合作業は行われていなかった。

これは、両替用現金以外の小口現金については、毎月の支払取引が10件未満と少なく、人員数も少ないため、毎日の在り高と帳簿残高を照合しなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、毎日の在り高と帳簿残高との照合作業が行われないことにより、適正な在り高が管理できず帳簿残高の適正性が確認できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (1)]

1. 本法人は、関係職員が経理規程を正しく認識するように改めて周知徹底されたい。
2. 本法人は、小口現金について、毎日の在り高と帳簿残高との照合を行い、その証跡を残されたい。

(2) 退職給付引当金の会計処理について

財務報告に際しては、全ての点において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（本法人が採用している中小企業の会計に関する基本要領を含む。）に準拠して適正に会計処理がなされなければならない。中小企業の会計に関する基本要領Ⅱ各論11. 引当金（3）において、「退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。」と規定されている。

しかし、本法人では、退職手当支給規程（平成9年10月1日制定）を有し、退職一時金制度を採用しているが、従来から計算書類において、退職給付引当金の計上がなされていなかった。なお、令和4年度決算における要計上金額は、1,304,950 円である。

これは、退職一時金に関する会計処理について、中小企業の会計に関する基本要領Ⅱ各論11. 引当金（3）の規定を認識していなかったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が公開されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (2)]

本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。

2 役員退職慰労金支給規程について改善を求めたもの

役員退職慰労金支給規程では、第1条において「退職慰労金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。」と規定されている。

しかし、本法人では、役員退職慰労金支給規程において、第3条（退職慰労金の額）として、役員在任年数及び最終役位倍率をその算定の際の構成要素とする旨が規定されているが、最終役位倍率について専務取締役の倍率のみが記載されており、代表取締役を含め専務取締役以外の取締役の倍率が明示されていなかった。また、第4条（在職期間の計算）においてその年数は月数によるものと規定されているが、1年未満の場合の取扱いが明示されていなかった。

これは、本法人の役員退職慰労金支給規程は、専務取締役への退職慰労金支給額の算定のため新たに制定した規程であるが、役員の退職慰労金の支給額に関する記載を含め、制定時と状況が変動した場合には規程を改正することの必要性を認識していなかったことが原因である。

現状では、本規程においては、将来、役員退職慰労金の支給額の算定に恣意性が介入するおそれがある。また、将来取締役の退任が生じた際、慰労金算定の根拠規程が不十分なため、適正に支給がなされないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、現行の役員退職慰労金支給規程について、制定時と状況が変動した場合等には規程を改正するなどして、網羅的な規定となるよう措置を講じられたい。

3 財務諸表等の開示について改善を求めたもの

(1) 勘定科目の正確な使用について

本法人では経理規程第6条（整理原則）において「会社財産及び資本に影響を及ぼす取引は、すべて適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に帳簿及び伝票に記録、整備しなければならない。」と定めており、また第7条（勘定科目）に「会計整理のための勘定科目は別に定める勘定科目一覧表による。」として勘定科目一覧表に会計整理のための勘定科目が網羅されている。

しかし、本法人では令和4年度決算において、貸借対照表上賞与引当金勘定に該当するものを未払費用勘定に含めて計上（金額874,656円）しており、また保有する社債から得られるクーポン利息（金額406,000円）については損益計算書上雑収入勘定で表示すべきところを受取配当金勘定で計上していた。

これは、起票する際、使用する勘定科目について、経理規程を正確に認識していなかったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が開示されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクが

ある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3 (1)]

本法人は、経理規程を正確に認識するとともに、必要に応じて専門家等に確認するなどして、起票する際に、当該規程に準拠して適切な勘定科目を使用できる仕組みを講じられたい。

(2) 有価証券の表示区分

本法人では、計算書類を中小企業の会計に関する基本要領によって作成している。同基本要領Ⅲ様式集【記載上の注意<貸借対照表>】5. 有価証券についてでは、「事業年度の末日後1年以内に満期の到来する社債等は有価証券として流動資産の部に計上する。」と規定されている。

しかし、本法人では、従来から令和6年3月15日を償還期限とする無担保社債（金額20,000,000円）を保有しており、貸借対照表の投資その他の資産の区分における投資有価証券として表示しているが、令和4年度決算期末日後1年以内に満期の到来する社債等に該当するため、有価証券として流動資産の区分において表示すべきであった。

これは、有価証券に関する表示区分について、中小企業の会計に関する基本要領Ⅲ様式集【記載上の注意<貸借対照表>】5. 有価証券についての規定を認識していなかったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が公開されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3 (2)]

本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。

(3) 税効果会計に係る繰延税金資産等の算定について

税効果会計に係る会計基準第二 二 2. において、「繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする。」と規定されている。また、税効果会計に係る会計基準の適用指針第4項(11)において法定実効税率の算定に事業税率を用いる旨が規定されている。

しかし、本法人では、令和4年度の計算書類の個別注記表5. 税効果会計に関する注記の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に列挙されている金額は、実際に適用されるものと相違する事業税率を用いて計算した法定実効税率をもとに算定されたものであった。

これは、税効果会計に係る会計基準の適用指針第4項(11)で規定されている法定実効税率の算定に関する理解が不十分であったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリ

スクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3 (3)]

本法人は、税効果会計に関する知識を習得するとともに、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。

(4) 担保資産に対応する債務の開示について

本法人は計算書類を中小企業の会計に関する基本要領によって作成している。同基本要領Ⅱ各論 14. 注記において、「会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。」と規定されている。さらに、同【解説】において、担保資産に関する注記は会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項である旨が規定されている。

しかし、本法人では、令和4年度の計算書類における個別注記表3. 貸借対照表に関する注記(3) 担保に供している資産及び対応する債務において、担保資産に対応する債務の金額について、1年以内返済予定の長期借入金 10,000 千円の記載はあるが、このほかに長期借入金 54,939 千円の記載が必要であり、これに関する記載がなされていなかった。

これは本法人が、令和4年度において、計算書類の担保資産に対応する債務の注記において、当該債務として記載すべきものの網羅性について十分な確認をしていなかったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が公開されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3 (4)]

本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な開示が行える仕組みを講じられたい。

第7 その他

なし